

仙台家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成29年6月28日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室（6階）

3 出席者

(1) 委員

安保英勇，佐藤靖彦，高田修，高橋春男，嵩さやか，土佐昭一郎，中山直子，西村睦生，樋口正行，松並重雄，渡邊純一（50音順，敬称略）

(2) 説明者

工藤首席家裁調査官，池田首席書記官，中里次席家裁調査官，坂本主任家裁調査官

(3) 事務局

大山事務局長，譽田総務課課長補佐，高橋総務課庶務係長

4 議事

(1) 本日のテーマである「少年事件の動向と補導委託の活性化に向けた取組」について，家庭裁判所から説明した。

(2) 意見交換概要

別紙のとおり

5 次回期日等

(1) 次回期日

平成29年11月29日（水）午後1時30分

(2) テーマ

未定（おって決定する。）

(以下、◎は委員長、●は委員、○は説明者の発言とする。)

1 補導委託の活性化に向けた取組に対する意見及び改善点について

- ： 補導委託制度の利用率は、そもそも補導委託先が少ないから低いのか。また、補導委託を利用した場合の再非行率は、利用していない場合と比較してどうなのか。
- ： 少年事件が減少している中で、保護処分の要否を見極めるための試験観察自体は、少年事件全体のおよそ3%前後であり、必然的に補導委託の件数も減っている。補導委託先側と裁判所側双方の補導委託に関する経験値が下がっており、受託者の高齢化が進んだり、新たな補導委託の受入先が減少しているため、ますます補導委託が活用されないという悪循環に陥っているものと分析している。また、非社会的でコミュニケーションを図りにくい少年が多くなり、そのような少年に適合する受入先を見つけにくいという面もある。

補導委託先の開拓には、商工会議所等への声掛けなどを行っているが、経済状況の厳しさなどの事情から、受入先は少ない。

補導委託決定のあった少年の再非行率についてのデータは、把握していない。実感としては、補導委託を経た上でなお收容保護となるケースよりも、熱意を持って少年に関わり、補導委託先からの援助を得ることによって、收容保護とならないケースの方が多くのではないかと感じている。
- ◎： 補導委託先の数自体が減少傾向にあるということか。
- ： 全国的な数値は把握していないが、宮城県内の身柄付きの補導委託先は、現在、2か所である。
- ◎： 裁判所の取組に対する意見や改善点について伺いたい。
- ： 補導委託制度自体は知っていたが、実情は分からなかった。周囲の弁護士に聞いたところでも、経験した人が一人もいなかった。補導委託の件数が余りにも少ないので、この状態で活性化は難しいのではないかという感想である。そもそも、試験観察そのものが少年事件全体のおよそ3%という数字であることに驚いているが、なぜ割合が低いのかについて分析されているか。
- ： 試験観察は飽くまで中間決定であり、特に試験的に少年を観察し、慎重に見極めた上で処遇を決定した方が良い事案についてのみ行われるものであるため、それほど大きな割合にはならないものと認識している。ただし、少年事件全体の件数の減少率よりも、補導委託の減少率の方が高くなっていることは問題と考えている。
- ： 補導委託の利用率が低い理由として、補導委託が相当である事案があるのに、適当な補導委託先が見つからないために利用されていないのか、そもそも補導委託が相当な事案自体が少ないのか、どちらなのか。
- ： 補導委託先が少ないので、少年の問題性に適合した受入先がないということはある。

付添人には、個別の事件において、試験観察や補導委託について、処遇を選択する上での意見として視野に入れていただく必要があると思うので、付添人となり得る弁護士には、補導委託制度についてよく知っておいていただくことが良いと考えている。

- ： 補導委託制度について詳しく知らない弁護士が多いと思われるため、付添人となる弁護士に、補導委託制度を知ってもらう機会を設けることは、効果があると思う。
また、身柄付き補導委託は、少年と生活を共にするので、マッチングを含めてハードルが高いと思われるが、通所型の補導委託については、さほど実施が難しくないとと思われる。通所型の補導委託について、余り利用されていない原因は何か。
- ： 通所型の補導委託については、各県での取組の結果、仙台家裁及び仙台高裁管内での件数が少しずつ増えている。
- ◎： 補導委託の更なる活性化に向けた意見はあるか。
- ： 今回初めて補導委託制度を知り、良い制度であると思った。宮城県内、特に仙台市では、発達障害を抱えている青少年の問題について、全国的に見て支援対策が進んでいるところもあり、非行少年であっても健全に育成するという目的をもって、二、三日程度引き受けてくれるような社会福祉法人や障害者支援団体などは、数多くあるのではないかと思う。
ただし、補導委託制度について、情報がなかったり、知らないというところが大きい問題ではないかと思う。
- ： 二十数年前に、裁判官として補導委託決定をした少年が劇的に変わるのを目の当たりにし、良い制度であると思っている。中間的な決定ではあるが、割合が少ないからといって、なくしてはならない制度だと思う。
- ◎： 先ほど紹介した具体的な事例などについて、何か感想はあるか。
- ： わずか二日の職場体験だけで、そんなに少年が変わるものなのかなというのが素直な感想である。初めて社会参加できたという自信と、自分でも人の役に立つように成長できる可能性を二日だけで得られるのは、すごい制度だと思う。しかし、裁判所において、活用率を上げる努力をしないと、活性化しないのではないかと思う。
- ： その点は家庭裁判所全体の課題であると認識している。事件を担当する家庭裁判所調査官には、必要なケースについては必ず試験観察を検討し、裁判官に相談するよう指導している。
試験的に実施するものなので、3か月程度の委託期間が標準的ではあるが、個別の事情や目的に配慮して期間を定め、積極的に利用していきたいと考えている。
- ： 法的な位置付けとしては、中間的な決定であり、最終的な決定に至るまでのワンステップに過ぎないのかもしれないが、それにとどまらない大きな効果があり、少年の更生自立に向けた取組であるように思われる。入口を広げ、柔軟に補導委託を利用できるようにしていただきたい。
また、社会的配慮や孤立者に対する支援という面で、生活困窮者自立支援制度と似ていると考えられる。そうした制度の中では、最初は支えられて自立支援を受けているが、最終的には自分が社会の一員となって、支える側に回るところが重要であると言われている。したがって、特別養護老人ホームで二日間活動するなど、一旦、自分が支える側に立つということは、重要な効果を持つと思われる。
また、開拓の面では、社会福祉法人や児童養護施設を中心に開拓すると効果があるのではないかと思う。
- ◎： 裁判所としても、補導委託の教育的な効果は大きいと考えており、なくしてはなら

ない制度であると認識している。「わずか二日で」という話もあったが、その辺りの効果について、何か補足するところはあるか。

- ： 実際の期間は様々であるが、少年の非行の内容、保護者の監護力、宮城家庭少年友の会（以下「友の会」という。）の援助などを考慮して、適切な補導委託先を選んで実施しており、相応の効果があると考えている。
- ◎： 友の会の活動等について、質問や意見等はあるか。
- ： 経済的支援として生活費やボランティアの保険料の支出を行う場合、友の会会員の自費となるのか、裁判所からの補てんがあるのか。
- ： 友の会は任意のボランティア団体であり、会員の方が資金を積み立て、そこから必要な費用を支出しているものであり、裁判所からの補てんはない。
- ： 友の会の入会方法はどうか。
- ： 友の会の入会方法については、正式には把握していないが、友の会の事務局の連絡先については、裁判所でも把握しているので、入会希望の方がいれば、連絡を取ることとは可能である。

また、友の会は、定期的に広報紙を発行しており、活動の内容が紹介されている。

- ： 試験観察は、更生のプログラムに少年がどの程度反応するのかアセスメントしている段階であると思われるが、長期間の補導委託を行う場合は、そのぐらいの期間観察しないと終局決定の見極めができないということなのか。
- ： 試験的な期間としては、三、四か月程度あれば見極められると言われている。
- ： 3か月で見極められるように、経験値を保てるようにすることを目標としているということではよいか。
- ： 例えば、働くことを身に付けることができれば、少年院に行かなくても更生できるというような場合を考えると、少年を3か月程度観察する中で、将来的にも働き続けられるかどうかを見極めて、終局決定をすることになる。そうした見極めができるように、家庭裁判所調査官は経験値を上げておく必要がある。
- ： 補導委託先の適性としては、一般的に様々な人を働かせることができるということでは十分満たしていると考えてよいのか。
- ： そのように考えてよいと思う。多くの問題を抱えた少年について、その問題性を踏まえて、起居を共にする中で、面倒を見ていただけるという方であれば、どんな方でもお願いできるものと考えている。

もっとも、受託者に支払われる補導委託費は、大きな額ではないため、少年の更生に高い意欲や強い思いのある方でないと、引き受けていただけないというのが現状である。

2 補導委託先の開拓のためのアイデアについて

- ◎： 補導委託先の開拓について意見を伺いたい。特に身柄付きの補導委託先について、どういった施設又は経営者が適切であると思われるか。
- ： 補導委託先のイメージとしては、自営業の方や商売をしている方である。NPO法人の補導委託先については、その中で仕事をしているということなのか、そこを拠点にして外に働きに行っているのか。
- ： NPO法人の補導委託先は、住居と食事を提供することが主である。ただし、NP

○法人が紹介する雇用先へ、少年が働きに出ている場合もある。また、現在、試験的に、建設会社やフリースクールにも補導委託をお願いしているところである。

●： ニートや引きこもりの方を対象にした厚生労働省関係の施設では、宿泊先を提供しながら、対象者への指導支援を行っているので、補導委託先の候補となり得るのではないか。

◎： 補導委託について理解して少年を引き受けていただくために、どのような工夫や方法が考えられるか。

●： 補導委託を受け入れる側において、どの程度の責務を負うことになるのか、理解しておいてもらうことが重要である。

少年にとって自分が必要とされていると感じることが重要であれば、NPO法人の「こども食堂」や「フードバンク事業」など、相手から感謝されることが多い職場に対し、補導委託制度を周知し、理解を深めてもらうことが有用ではないか。

◎： 補導委託先が負う責務や心構えについて、説明できるか。

○： 身柄付きと通所型の補導委託で違いはある。通所型の補導委託先の場合は、通常、ボランティアを受け入れるような感覚に近いと思われる。ただし、事故が起こらないように、家庭裁判所調査官又は付添人が同行するなどの配慮を行うことにはなる。

身柄付きの補導委託の場合、少年と起居を共にすることになるので、少年の問題性によってリスクはあるが、基本的には裁判所からの委託で少年を預かってもらうことになるので、補導委託先に迷惑が掛からないような仕組みになっている。

●： 受託者の守秘義務については、どうなっているか。

○： 身柄付き補導委託であっても、詳細な個人情報を受託者本人限りとして、外部に漏れないように配慮されている。

●： 補導委託の制度と、受託者の思いをPRすることが重要である。受託者にとっては、気持ちが一番重要であると思うので、志を持った方を集める必要がある。

●： 成人の再犯防止と似た問題状況にあると考えられる。検察庁では、保護観察所だけでなく、刑事施設や福祉施設との連携を強化しようとしている。保護観察所との連携の中では、就労先等の支援をしているが、本人に更生意欲がないと、支援の実は上がらず、更生は実現できないと感じている。補導委託制度の場合も、同様と思われる。

補導委託制度の利用により、少年が劇的に変化したというのは、少年の場合は可塑性に富んでいるので、社会的に必要とされているという刺激を与えれば、成人よりも更生の可能性が高いからではないかと思う。

補導委託先の開拓については、保護観察所にノウハウがあるので、保護観察所との連携を図るといいうのも一つの方法と思われる。

○： 全国的には、更生保護施設が補導委託先になっていることがある。ただし、少年が成人と一緒に過ごすことになるという点で配慮が必要であり、少年に悪影響が及ばないように留意する必要があると考えている。

●： 通所型の補導委託先について、障害者等の支援施設は多くあるのに、補導委託先の数がずいぶん少ないものと思った。

身柄付き補導委託については、営利が関係する以上、なかなか難しいのではないかという印象である。例えば、障害者雇用率を達成しているような企業であれば、理解

を得やすいのではないか。

- ： 補導委託という言葉自体が分かりにくいのではないか。
パンフレットだけで少年を引き受けてみようと思わせるのはなかなか難しいと思う。テレビや新聞を利用して、こういった社会貢献があると伝えるなどして、補導委託制度の認知度を上げていくことが課題だと思われる。
- ： 認知度を上げるためには、補導委託という言葉自体が分かりにくいということなので、何かよいキャッチフレーズを付けることも考えられる。また、社会貢献という点については、参考にさせていただき、外部へのアピールの仕方を考えていきたい。